

令和 6 年度児童手当制度改革について

1. 制度改革の趣旨

こども・子育て政策においては、待機児童の減少など一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかかっていない状況にある。また、若い世代が結婚やこどもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、現在の経済情勢から所得や雇用への不安等により、将来展望を描けない状況に陥っている。

この状況を踏まえ、国における「こども未来戦略方針」（令和 5 年 6 月 1 3 日閣議決定）の中の「子ども・子育て支援加速化プラン」で示された子ども・子育て政策の強化を早急に実現し、持続することが重要とされ、「こども未来戦略」（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）に基づき令和 6 年度の児童手当制度の見直しを実施するもの。

2. 制度の概要

（1）所得制限の撤廃

これまで扶養親族数による所得制限限度額を設け、限度額を超えた場合は特例給付（児童 1 人当たり月額 5,000 円）の支給、及び令和 4 年 6 月からは所得上限限度額が設けられ、限度額を超えた場合は支給対象外となっていたが、今回の改正により、児童全員を本則給付とする。

（2）支給期間の延長

支給期間をこれまでの 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日まで（中学生世代）を 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日まで（高校生世代）に延長する。

※現行の児童同様に受給者が監護及び生計同一又は生計維持の要件を満たすかによって支給の有無を判断する。

（3）多子加算の拡充

児童手当の多子加算についてはこども 3 人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども 3 人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第 3 子以降の支給額を月額 30,000 円とする。（改正前月額 15,000 円）

なお、第 3 子以降の判定については、制度改革前は第 1 子が高校を卒業した時点で第 3 子を第 2 子として判定することとなっていたが、今回の改正において第 3 子の判定を第 1 子が 2 2 歳までの大学世代まで延期されることとなった。

※1 8 歳年度以降 2 2 歳年度末までの子であって、その親等（児童手当受給者）に経済的負担がある場合は、上の子としてカウントし、親等の申立てにより確認する。

（4）支給回数の増

これまでの児童手当の年 3 回（4 ヶ月分）の支給を隔月の年 6 回（2 ヶ月分）に変更し、より活用しやすいように支給回数を増やす。

※公務員の支給については、これまでどおり所属庁からの支給となる。

3. 費用負担割合

拡充前		—	事業主	国	府	町
	3歳未満（被用者）	—	7/15	6/45	4/45	4/45
	3歳未満（非被用者）	—	—	2/3	1/6	1/6
	3歳以上	—	—	2/3	1/6	1/6



拡充後		支援納付金	事業主	国	府	町
	3歳未満（被用者）	3/5	2/5			
	3歳未満（非被用者）	3/5		4/15	1/15	1/15
	3歳以上	1/3		4/9	1/9	1/9

※支援納付金は、医療保険者が被保険者等から保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収するもので、国に子ども子育て支援納付金として納付される支援納付金を児童手当の財源とするもの。

※今回の制度改正で町の負担割合が減少したことにより、事業費は増額となるものの町負担額は減少となる見込み。

4. 施行期日

令和6年10月予定（12月支給予定分（10月・11月分児童手当）から）

5. 必要経費

- ・システム改修経費（国庫補助予定）
- ・児童手当費 公務員に扶養されている児童以外の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生世代）の児童分

	現行	改正後
0歳から3歳未満	月額15,000円	⇒ 月額15,000円（第3子30,000円）
3歳から中学生	月額10,000円（第3子15,000円）	⇒ 月額10,000円（第3子30,000円）
高校生	なし	⇒ 月額10,000円（第3子30,000円）

〈参考〉対象児童数見込み

0歳から3歳未満	795人	内第3子以降	215人
3歳から中学生	5,292人	内第3子以降	454人
高校生	371人	内第3子以降	33人
合計	6,458人	（当初予算見込み児童数	4,826人）

- ・周知等に係る通信運搬費の増

6. 周知方法

- ①児童手当、特例給付受給者への個別通知
- ②ホームページ、広報紙への掲載